

住宅耐震改修に伴う減税制度（固定資産税・所得税）

市が実施する耐震補強工事を実施した方は、所定の手続きを行うことで、固定資産税及び所得税の減税（特別控除）制度を受けることが可能となる『住宅耐震改修証明書』の交付を受けられます。

また、住宅耐震改修証明書を利用することで、地震保険期間の開始日が平成 19 年 10 月 1 日以降の地震保険については、耐震診断割引（10%割引）の適用も受けることができます。

なお、詳細な申請方法や減税制度の内容については以下のとおりです。

住宅耐震改修証明書の申請

お問い合わせ先：建築指導課 TEL：382-9048

【対象】

市が実施する「鈴鹿市木造住宅耐震補強工事等事業」の補助金の交付を受けられた方

※ 除却工事は対象外です。

※ 補助制度をご利用でない場合、鈴鹿市では証明書の発行ができませんので、証明書の発行が可能な他の団体（建築士等）へご相談ください。

【申請・発行の流れ】

- 1 鈴鹿市木造住宅耐震補強工事等事業補助金（補強工事）の補助金交付確定時に申請書類（住宅耐震改修証明書）を 2 部お渡しします。
※ 申請書と住宅耐震改修証明書は兼用（同一書類）となっています。
- 2 名前・住所等の必要事項を記入（**2部とも**）のうえ、返送用封筒（切手不要）にて建築指導課へ提出してください。
- 3 市長印を押印した住宅耐震改修証明書（2部）を返送します。
- 4 各申請先（資産税課・税務署）へ減税に関する手続きをお願いします（裏面参照）。

お問い合わせ先（控除の申請に関するお問い合わせは各提出先にお問い合わせをお願いします）

鈴鹿市 都市整備部 建築指導課 建築防災 G

TEL：382-9048 Fax：384-3938 mail：kenchikushido@city.suzuka.lg.jp

〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号

固定資産税の減額

お問い合わせ・提出先：資産税課 TEL：382-9007

【対象】減額を受けるためには、下記のすべてに該当することが必要です。

- ・ 昭和 57 年 1 月 1 日以前から存在する住宅の耐震補強工事

※ 令和 7 年 3 月 31 日までに補強工事を実施したものが対象です

- ・ 1 戸当たりの耐震補強工事費が 50 万円超のもの
- ・ 総合評点 1.0 以上に耐震性を向上させた耐震補強工事

【減額率】

上記の耐震補強工事を行なった住宅の固定資産税額の 1/2 を減額（都市計画税は減額されません）。

※ ただし、120 m²を超える住宅は、120 m²分の固定資産税までが 1/2 となります。

【減額期間】

- ・ 1 年間

※ 減額の適用は、工事完了の年の翌年度からになります。

【提出書類】下記書類等を持参の上、市役所 2 階 23 窓口 資産税課 へ申請してください。

- ・ 住宅耐震改修証明書
- ・ 耐震改修の支払い額を証明する書類（請求書等の写し可）

※ 原則、工事完了後の 3 カ月以内に申請してください。

所得税の特別控除

お問い合わせ・提出先：鈴鹿税務署 TEL：382-0353

【対象】控除を受けるためには、下記のすべてに該当することが必要です。

- ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着工され、控除を受けようとする方が自ら居住する個人の木造住宅の耐震補強工事
- ・ 平成 26 年 4 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの間に行なった耐震補強工事
- ・ 総合評点 1.0 以上に耐震性を向上させた耐震補強工事

【控除額】 $A \times 10\% + B \times 5\%$ ※詳しくは鈴鹿税務署までお問い合わせください。

A：耐震工事の標準的な費用の額（補助金額を控除した額）で上限 250 万円

B：次の①と②の合計額

①耐震工事の標準的な費用の額のうち控除対象限度額を超える部分の額

②耐震工事と併せて行う増築、改築その他の一定の工事に要した費用の額（補助金等の交付があればその額を控除した額）の合計額

※ 控除を受けるためには、確定申告が必要です。

【提出書類及び手続き】

提出に必要な書類や手続きについては、鈴鹿税務署までお問い合わせください。